

## 地域の活性化・市民と市の協働によるまちづくりの促進

# 令和6年度 弥富市地域づくり補助金 応募要領

### ◆ 事業の趣旨

弥富市では、少子高齢化社会の到来や地方分権社会に対応した市政運営を図るため、また、第2次弥富市総合計画で目指す、市民等との協働・共助の仕組みづくりへの対応として、市民のまちづくりへの参加機会の確保や、本市内で活動する団体等への支援を充実させるため、地域づくりの担い手である団体が地域において自主的かつ主体的に行う公益的なコミュニティ活動事業に対し、その経費の一部を補助します。



### ◆ 補助対象団体

NPO団体、自治会・町内会、ボランティア団体、サークル・グループ等の団体のうち、次のすべての要件に該当する団体を対象とします。

- (1) 市内に事務所又は事務所機能を有すること。
- (2) 団体の活動範囲が弥富市内であること。
- (3) 5人以上で構成されていること。
- (4) 団体の代表者及び運営の方法が会則等で定められていること。

### ◆ 補助対象事業等

#### (1) 補助対象となる事業

地域住民が連帯意識を高める上で必要と認められるコミュニティ活動事業で、次ページに掲げる事業です。

主な分野	活動の例示
地域安全（防災・防犯）	講演会・研修会の開催、危険箇所マップ作成、防犯・交通安全パトロール、子ども110番の拡充、地域安全ニュースの発行、交通安全教室・自転車点検
福祉・保健	健康教室・ウォーキング大会、高齢者の居場所・生きがいづくり支援、食生活改善セミナー、障がい者等の外出支援、子育て支援
環境保全・環境美化	環境学習教室、自然観察会の開催、美化活動、3R活動  ※3RとはReduce（リデュース＝廃棄物を出さない）、Reuse（リユース＝再使用する）、Recycle（リサイクル＝再資源化する）の略称で廃棄物をできるだけ出さない社会をつくるための基本的な考え方。
子どもの健全育成	青少年育成活動、親子参加イベント、世代間交流イベント、子どもの居場所づくり、講演会・研修会の開催、活動指導者の育成・研修、映画・演劇・音楽等鑑賞会の開催
文化・芸術・スポーツ振興	講演会・研修会・フォーラムの開催、文化・芸術の振興、太鼓・舞踊等の伝統芸能の承継、高齢者等へのIT研修会、各種スポーツ教室・大会の開催、活動指導者の育成・研修
その他	国際交流活動、男女共同参画推進活動、地域リーダー研修会への参加、講演会・研修会・フォーラムの開催

## （2）補助対象とならない事業

- ① 国、県又は市から他の補助制度の適用を受ける事業
- ② 宗教的活動又は政治的活動を目的とする事業
- ③ 営利を目的とする事業
- ④ 事業の主たる効果が市外で生じる事業
- ⑤ その他市長が適当でないと認める事業

次のいずれかに該当するものは、補助対象となりません。

- ア 単に設備の整備および物品の購入を目的とする事業
- イ 個人給付等の補助的な事業
- ウ スポーツ関係団体等の通常の交流大会
- エ 芸能団体等の発表会に係る経費
- オ 地域の定期的な行事（各地区のお祭り、運動会、敬老会など）
- カ 生涯学習や趣味的な活動
- キ 特定の個人や団体又は構成員のみが利益を受ける活動

## ◆ 補助対象期間

**補助金交付決定日から**令和7年3月19日（水）まで。

（この期間内に実施される活動の経費に対して補助金を交付します。）

## ◆ 補助の対象となる経費

項目	対象となる経費例
1 報償費	外部の講師、指導者、調査・研究等に係る謝礼（交通費含む）等
2 消耗品費	事務用品、会議資料、活動資料、ポスター、プログラム等の用紙代、材料費等（作業を行う場合の材料代）
3 燃料及び光熱水費	事業の実施に必要な燃料・光熱水費
4 印刷製本費	事業の募集案内、ポスター、プログラム、会議資料、活動報告書等のコピー費、冊子作成のための印刷製本費等
5 通信運搬費	事業に係る切手代、宅配便代
6 手数料	各種申請手数料
7 委託料	会場設営費等の費用
8 使用料及び賃借料	事業の実施に必要な会場使用料、車両・機器等の借上料
9 保険料	傷害保険料、賠償責任保険料
10 その他	その他市長が必要と認めた経費

※ 実績報告時、レシート又は領収書の**原本の提出**が必要となります。

## ◆ 補助の対象とならない経費

- (1) 団体の事務所等を維持するための経費（家賃、光熱水費）
- (2) 団体の経常的な活動に要する経費（総会経費、会員の交通費・団体の構成員に対する人件費及び謝礼、賃借料など）
- (3) 食糧費（5月～10月の期間に屋外で行う活動については、熱中症対策用飲料に係る経費のみ、例外として補助の対象となります。）
- (4) 不動産等の取得に要する経費
- (5) 備品（長期にわたり使用可能なもの）の購入
- (6) その他該当事業の実施に直接必要と認められない経費

※ 事業に伴う入場料、売上などの収入は経費から差し引きます。

## ◆ 補助金の限度額

1団体につき年額5万円を限度とする。

## ◆ 申請の応募期間・方法

令和6年4月1日（月）から6月28日（金）まで

土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分

応募される団体は、指定の申請書にご記入の上、市民協働課までご持参してください。

※郵送による申請は受け付けません。

※なお、応募が予算に達した時点で受付を終了させていただきます。

## ◆ 実績報告

事業完了後30日以内また令和7年3月19日（水）のいずれか早い日までに、事業実績報告書を提出してください。

## ◆ その他

補助金の交付の決定を受けた後において、補助事業の内容を変更（廃止または中止を含む。）しようとする場合は、あらかじめ補助事業計画変更承認申請書を提出し、承認を受ける必要があります。

## ◆ 問い合わせ先

弥富市 市民生活部 市民協働課 市民協働グループ

電話 0567-65-1111 内線432